

令和5年度第1回大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会 議事概要

1 日 時 令和5年7月25日（火）15時00分から16時45分まで

2 場 所 國民會館大阪城ビル12階 小ホール

3 出席者 委 員：出席5名（大内委員、金委員、永田委員、藤田委員、前田委員）

事 務 局：大阪府中央卸売市場 4名

指定管理者：大阪府中央卸売市場管理センター（株） 4名

4 議 題 （1）会議の公開・非公開について

（2）評価項目・評価基準について

5 議事内容 【委員長：（長）、委員：（委）、指定管理者：（指）、事務局：（事）】

（1）会議の公開・非公開について【資料2】

- ・会議は原則公開とすることを決定した。ただし、個人のプライバシーに関する情報を取り扱う場合等、会議を公開すると支障があると想定される場合など、大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報を取扱う場合には、あらかじめ委員長から委員に諮り、公開・非公開を決定することとした。

（2）評価項目・評価基準について

①指定管理者制度導入施設における評価委員会によるモニタリングについて【資料3】

- ・事務局から、評価委員会のモニタリング制度等について説明した。

②令和4年度指定管理運営業務評価票（案）について【資料4-1】【資料4-2】【資料5】

- ・事務局から、令和5年度指定管理運営業務評価票（案）について、主な変更箇所等を中心に説明を行った。

③指定管理者の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について【資料6】【資料7】

- ・指定管理者から、令和4年度の事業報告及び令和5年度事業計画について説明を行った。

<質疑応答>

【指定管理者の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について】

（委）令和4年度は使用料の滞納が無かったと伺っているが、滞納した場合のルールなどは設定しているか。

（指）滞納時のルールについては、特に定めていない。しかし、1か月間滞納した場合は即刻、事業所へ

担当者が向かい、滞納した理由等を確認する。また、3か月滞納した場合、滞納分については開設者と協議し、保証金を充当する。その後に保証金を充当や使用料を納付できない場合は、指定管理者での使用許可の取消し等を検討することになる。現在のところ、このような事案は無く、状況を見極めながら債権管理を実施したい。

- (長) 大阪府内には大阪市本場、東部市場、大阪府市場と3市場があり、近隣にも京都や神戸などにも市場がある。資料中の方針にも「府市場の立地条件を生かした、ハブ市場化としての中継拠点や転送拠点として整備する」と記載されているが、市場としての立ち位置について、どのように評価されているか。
- (事) 大阪市本場は大消費地に近く事業者数も多いことから、産地からの荷物が集中しており、荷物を下ろすまでに5~6時間要している。一方で、大阪府市場は流通業務団地内に所在し、近畿自動車道といった幹線道路に近い。その中で、再整備を実施するにあたっては、市本場の状況の課題解消に資する方策を検討していくこととしているが、中継拠点化については、場内の卸業者、仲卸業者の経営方針も踏まえる必要もあり、行政の一存で決定することはできないと考えている。
- (指) 産地からは府市場で荷を下ろせないかと強い要請がある状況。2024年問題への対応としては、産地からの運送事業者、生産者、場内の物流事業者と意見交換会を実施し、ハード整備が難しい現状をふまえて、場内事業者が所有する近接地の保冷庫を活用し、中継・転送の拠点としている。

【令和5年度指定管理運営業務評価票（案）について】

1. 令和4年度からの変更箇所について

- (委) 今年度より新たに取組実績を記入できるようになったが、全ての項目について実績を数値等で記載することは難しいと思われる。この場合は、取組実績を記入できる項目のみを記入するという認識でよいか。
- (事) 前回の評価委員会にて委員の方々から数値で記載できる箇所については、記入をすべきとご指摘をいただいたことから、今年度より取組実績を記入できるように追加した。ご指摘のとおり、定性的な評価しかできない箇所もあるため、この実績欄に全て数値が入るわけではない。

2. 「I-(1) 施設の設置目的及び管理運営方針」について

- (指) 評価項目I-(1)の「委託業務（再委託）は、真に必要な業務についてのみ発注するなど、委託内容及び委託金額は適切か」とあり、その中で「令和4年度及び5年度の委託業務金額について確認」と記載されている。この部分について、変更前と同様に委託金額が削減されていれば評価するということか。
- (事) 委託業務金額の削減のみを評価するというわけではなく、委託業務金額の増減に併せて、その理由も含めて評価することになる。

- (指) 一方で委託業務については、事前に大阪府に承認をしていただいたうえで遂行しているが、再度自己評価するということか。
- (長) 既に評価を受けたものではなく、様々な事情により単価等が高騰した際に、当初期待した効果が見込まれなかっただけの理由等を記入していただくという認識ではないか。
- (委) この点については、現状のままで良いと思われる。他の指定管理者の事例を確認すると、削減すればよいという考え方で行われる事案が散見される。燃料価格の高騰などが背景としてある中で、金額の削減のみが評価になるわけではない。評価項目に基づいて記載された評価内容を評価するのは、委員の我々であり、指定管理者が適切と思われる内容を記載していただければ良いのではないか。

3. 「I – (5) 施設の維持管理の内容適格性及び実現の程度」について

- (委) 評価項目 I (5) の「府が実施する計画修繕を府からの依頼により効率的かつ効果的に実施できているか」とあるが、今後数年間の計画が既に策定されているということか。
- (事) 将来必要となる修繕については計画があり、優先順位を付けて実施している。この点については、大阪府に比べて迅速に対応していただけることから、指定管理者に依頼をしている。
- (委) 評価をする中でどのように判断をすればよいか。
- (事) 依頼工事については、指定管理者に依頼することで一定効果が見込まれるものを見定している。評価にあたっては、「府から依頼している内容について期間内に実施できているか」を確認していただきたい。
- (指) この依頼については市場の活性化につながることから、工事の実施に伴う経費については指定管理者側で一切負担している。指定管理者としても、一定のリスクを伴うことから必ず取締役会に諮ったうえで、事業を実施している。また、場内事業者との調整について開設者が実施すると時間を要する点など、民間のノウハウを活かすことができる。
- (長) 指定管理者の話を伺う限り、指定管理者で一定の成果は記載でき、このままで問題ないと思われる。

4. 「I – (6) 府施策との整合」について

- (委) 評価項目 I (6) の「環境問題への取組みを実施しているか」について、事業計画書の P16 では、「廃棄物のリサイクルの促進」と掲げて積極的に進めており、事業報告書の P12 では、資材リサイクル収益についてもお示しいただいている。そのうえで、どの程度のリサイクルできたかといった数量をどのように把握しているか伺いたい。

(指) 資材リサイクル数量については、インゴット・段ボールなど個別に数量は把握している。ご指摘のとおり、事業報告書には数量をお示しできていないため、次回より数量を記載できるように進めさせていただく。

【評価票（案）について】

(長) 評価基準を問題視する意見がなかったため、原案通り了承してよろしいか。
⇒各委員から異議なし。原案通り承認。

以上